

# 一般社団法人 全日本テコンドー協会 WT GMS ライセンス及び WT イベントパスの申請に関する規程

## (目的)

**第1条** この規程は、定款第57条及び世界テコンドー連盟（以下「WT」という。）が定める GLOBAL MEMBERSHIP SYSTEM BYLAWS（以下「WT 規則」という。）に基づき、WT が発行する GLOBAL MEMBERSHIP SYSTEM LICENSE（以下「GMS ライセンス」という。）及び WT EVENT PASS（以下「WT イベントパス」という。）の申請に関して必要な事項を定める。

## (GMS ライセンスの種類及び対象者)

**第2条** GMS ライセンスの種類及び対象者は次のとおりとする。

- (1) WT Global Athlete License (GAL)  
当法人に登録している競技者を対象とする。
- (2) WT Global Official License (GOL)  
当法人に登録している指導者もしくは審判員、当法人が委嘱しているコーチ、トレーナーもしくは医療スタッフ又は当法人において役職を任う者を対象とする。
- (3) WT Global Executive License (GEL)  
当法人の業務執行理事、正会員又は名誉会長、名誉会員もしくは顧問を対象とする。ただしライセンス数は WT が指定する数を上限とする。
- (4) WT Global License (GL)  
上記(1)から(3)に該当しないすべての個人（競技者の保護者など）を対象とする。

## (WT イベントパス)

**第3条** World Taekwondo イベントカレンダー [<http://www.worldtaekwondo.org/calendar/>] 記載の大会に参加し、又は帯同する者は、前条に定める GMS ライセンスのほか WT イベントパスを取得しなければならない。

## (GMS ライセンス等の取得要件)

**第4条** GMS ライセンス及び/又は WT イベントパス（以下「GMS ライセンス等」という。）を取得しようとする者（以下「GMS ライセンス等の申請者」という。）は、次の各号すべて満たさなければならない。

- (1) 第2条各号の対象に該当する者であること
  - (2) 次のいずれかに該当する者であること
    - ①日本国籍を有する者
    - ②日本に居住している者
  - (3) 当法人の承認を得ること
- 2 前項3号の承認は、会長が行う。

#### (GMS ライセンスの取得手続)

**第5条** GMS ライセンス等の申請者は、翌年分の GMS ライセンス等について、毎年11月1日から12月10日までの間に、所定の申請書に下記事項を記載のうえ、当法人事務局に提出しなければならない。

- (1) 氏名
  - (2) 性別
  - (3) 誕生日
  - (4) Email アドレス
  - (5) 取得を希望する GMS ライセンスの種類
- 2 GMS ライセンス申請者は、前項に定めるほか、当法人が指定する書類を提出しなければならない。

#### (申請期間外の取得手続)

**第6条** 次に定める場合も GMS ライセンス等の申請をすることができる。

- (1) 前条第1項の申請期間外であって当年12月31日までに翌年分の GMS ライセンス等を申請する場合
  - (2) GMS ライセンス等の有効期限内に、当該有効期限内の GMS ライセンス等を申請する場合
- 2 前項に定める場合、GMS ライセンス等の申請者は、別紙に定める追加手数料を負担するものとする。

#### (GMS ライセンス及び WT イベントパスの有効期限)

**第7条** GMS ライセンス等の有効期限は、1月1日から12月31日までの1年間とする。ただし、前条第1項第2号に定める場合は、GMS ライセンス等の申請が受理された日から当年12月31日までを有効期限とする。

#### (GMS ライセンス等の料金)

**第8条** GMS ライセンス等の料金（第6条第2項の追加手数料を含む。以下「GMS ライセンス料」という。）は別紙のとおりとし、日本円で請求す

- る。
- 2 GMS ライセンス等の申請者は、当法人が指定する期日までに、所定の GMS ライセンス料を当法人の指定する銀行口座に振込送金するものとする。振込手数料は GMS ライセンス等申請者の負担とする。
  - 3 GMS ライセンス料全額が支払われた後、当法人は、GMS ライセンス等の申請者に対し、WT が発行した GMS ライセンスカードを交付する。

#### (GMS ライセンス等の更新)

第 9 条 第 2 条から前条の規定は、GMS ライセンス等の更新に準用する。

#### (GMS 管理者)

- 第 10 条 当法人は、WT 規則 4.4 条に基づき、WT が運用するオンラインデータベース GLOBAL MEMBERSHIP SYSTEM (以下「GMS」という。)について責任をもって実施する当法人の管理者は事務局長とする。
- 2 前項の管理者は、WT における GMS チームと連絡を密にし、当法人における GMS ライセンスの取得及び更新を担当すると共に、GMS を理解し、及び GMS からの重要な情報を当法人に適時に開示する責任を負う。

#### (差別の禁止)

- 第 11 条 当法人は、GMS ライセンスの申請に関して差別的な取扱いを行わない。
- 2 当法人が GMS ライセンスの申請を拒絶する場合、当法人は、GMS ライセンス申請者及び WT の GMS チームに対し、速やかに、正当な理由があることを説明しなければならないものとする。

#### (個人情報の利用目的)

- 第 12 条 当法人は、GMS ライセンス等の申請に際して取得した個人情報を次の目的のために使用する。
- (1) GMS ライセンス等の取得のため WT への提供
  - (2) GMS ライセンス等に関する問い合わせ
- 2 GMS ライセンス等の申請に際して取得した個人情報が前項の目的で利用されるほか、当該個人情報が GMS に蓄積され、当法人のほか WT、WT 傘下の各大陸連盟 (Continental Union) 及び各国内連盟 (National Federation) が国際大会における人物照会などの目的で共同利用する。

附則 [平成 28 年 10 月 8 日制定]

平成28年10月8日の回理事会において承認されたこの規程は、同日から施行する。

**附則**〔平成29年5月12日改正〕

平成29年5月12日の書面決議において承認された第5条1項の改正は、同日から施行する。

**附則**〔平成29年11月11日改正〕

平成29年11月11日の平成29年度11月定例理事会において承認された第1条から第12条及び料金表の改正は、同日から施行する。

別紙

GMSライセンス 新規登録及び更新 料金表											
種類	登録年数	登録者の役割	換算レート: (¥120/US\$)								
			GLライセンス料金		WTイベントパス料金		銀行手数料/件	国際送料/件	国内郵送料	事務手数料 (1人当たり)	合計請求金額 一人当たり (百円未満切上げ)
			US\$	円換算	US\$	円換算	¥6,000	USD21.23			
I. GLライセンス及び WTイベントパス	1年	①選手 (11歳未満)	無料	無料	無料	無料	¥600	¥260	¥392	¥3,000	¥4,300
		②選手 (11歳以上) コーチ 役員 審判員 ドクター 理学療法士 スタッフ	\$5.00	¥600	\$27.00	¥3,240	¥600	¥260	¥392	¥3,000	¥8,100
II. WTイベントパスのみ ※従前GLライセンスを複数 年にて申請した方のみ 対象		③選手 (11歳未満)	無料	無料	無料	無料	¥600	¥260	¥392	¥3,000	¥4,300
		④選手 (11歳以上) コーチ 役員 審判員 ドクター 理学療法士 スタッフ	-	-	\$30.00	¥3,600	¥600	¥260	¥392	¥3,000	¥7,900
III. GLライセンスのみ		⑤選手 (11歳未満)	無料	無料	無料	無料	¥600	¥260	¥392	¥3,000	¥4,300
		⑥選手 (11歳以上) コーチ 役員 審判員 ドクター 理学療法士 スタッフ	\$5.00	¥600	-	-	¥600	¥260	¥392	¥3,000	¥4,900
再発行		上記①～⑥	US\$5.00	¥600	-	-	¥600	¥260	¥392	¥3,000	¥4,900

※第6条2項に基づく申請期間外の追加手数料 7,800円